

	<p>法論の適用は実施規則及びポジティブリストに準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。</p> <p>条件1:プロジェクト実施地が、森林法第5条又は第7条の2に定める森林であるかについては、森林法第5条に定める森林であることが申請者の説明及び関係書類により明確であり、妥当と判断される。</p> <p>条件2:プロジェクト実施地において行われる施業が、以下の2つの条件を満たす間伐であることが提出された森林施業計画にて明確にされており、妥当と判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画や森林認証の森林計画書における森林計画書において転用及び主伐が計画されていないこと。 ・2007年4月1日以降に森林施業計画等に基づき施業(間伐)されたものであること。 <p>条件3:プロジェクト実施地が、以下のとおり、持続的な森林経営の対象地であることが証明可能であり、妥当と判断される。</p> <p>当該プロジェクトは、市町村等によって森林施業計画の認定を受けている。</p>
<p>排出量・吸収量算定 (I・II)</p>	<p>モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、現地審査及び関係者への電話・電子メールによるインタビューを行った結果、当プロジェクトのモニタリングプランにおける排出量・吸収量算定は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。</p> <p>施業年と吸収算定年につき、J-VER 制度モニタリング方法ガイドラインI-7 の考え方に沿った算式を採用しており、妥当と判断される。また、プロジェクト吸収量の算定にあたっては、モニタリング方法ガイドラインに準拠しており妥当と判断される。</p>
<p>モニタリング計画(III ~VI)</p>	<p>モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、現地審査及び関係者への電話・電子メールによるインタビューを行った結果、当プロジェクトのモニタリングプランにおけるモニタリング計画は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。純吸収量で考慮する温室効果ガス排出・吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、地位級の選定、モニタリング体制・フロー、QA/QCについて妥当であると判断される。それ以外の点については、デスクレビュー及びインタビューの他、現地における実査によって判明した範囲によって、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
<p>その他(D)</p>	<p>特になし。</p>
<p>機関の見解 (サマリー・結論)</p>	<p>オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則に基づいて実施された当妥当性確認の範囲で、妥当性確認プロセス及び手順を進めた結果、本プロジェクトは、ポジティブリストの適格性基準を満たし、方法論に照らした算定式が設定されており、適格性基準に整合していることが確認された。また、排出削減・吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへの準拠性が確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の10%以内という水準を確保しているこ</p>

	とを確認した。デスクレビュー及びインタビューにおいて判明した範囲において、本プロジェクトが、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。
パブリックコメントの概要	
<p>パブリックコメントの募集期間 2010年10月18日～10月31日</p> <p>コメント 意見募集期間中にいただいたご意見はなかった。</p> <p>妥当性確認機関の見解 特段なし。</p>	